

高額な医療費を支払った場合 (高額療養費) について

闘高額療養費について=保険年金課 ■(32)6425 限度額適用=保険年金課 ■(32)6418

医療機関に支払った1カ月の自己負担額(保険 外医療行為、差額ベッド代、食事代などを除く) が自己負担限度額を超えた場合、高額療養費 として差額が支給されます。

自己負担額の計算方法について

1カ月ごとに次の通り計算します

- ●70歳未満の国保加入者 次の①~④の通りに自己負担額を分け、 21,000円以上のもののみ合算できます ①受診者ごと ②医療機関ごと(院外処方 箋による調剤分は処方箋を出した医療機関 に合算する) ③通院、入院ごと ④医科、 歯科ごと
- ●70歳以上の国保加入者、後期高齢者医療制 度加入者

金額に関係なく合算できます

- ※国保と高齢者医療制度など、加入する健 康保険が別の場合は合算できません
- ●月の途中で75歳の誕生日を迎えることによ り後期高齢者医療制度に加入する場合、加 入する月の自己負担限度額は国保・後期高 齢者医療制度とも 1/2 に調整されます

自己負担限度額について -*70歳未満の国保加入者

* / O成不過の当床加入自								
所得区分		1 カ月の自己負担限度額(世帯単位)						
대용선기	旧ただし書き所得※1	3回目まで	4回目以降※3					
上位所得※2	901万円超	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1%	140,100円					
工证別待次2	600万円超901万円以下	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1%	93,000円					
— 般	210万円超600万円以下	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%	44,400円					
עניז — עניז 	210万円以下	57,600円						
住民税非課税		35,400円	24,600円					

*70歳以上の国保加入者、後期高齢者医療制度加入者

所得区分			住民税 課税所得	1 カ月の自己負担限度額		
		}		外来	外来+入院(世帯単位)	
				(個人単位)	3回目まで	4回目以降※3
現役並み		Ш	690万円以上	252,600円	+(医療費総額-842,000円)×1%	140,100円
	I	380万円~ 690万円未満	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1%		93,000円	
		I	145万円~ 380万円未満	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%		44,400円
一般			145万円 未満等	18,000円 〈年間上限額 144,000円〉 (8月〜翌年7月 までの累計額)	57,600円	44,400円
低所得	I	住民税非課税世帯 で I 以外	8,000円	24,600円		
	I	住民税非課税 世帯で所得が 一定以下	8,000円	15,000円		

- ※1国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得です
- ※2 所得の申告をしていない方がいるなど、世帯の総所得が確認できない場合は、【上位所得】と して取り扱うことになります
- ※3 同一世帯において、過去12カ月間に高額療養費の該当が既に3回あった場合、4回目から軽減 された限度額になります

支給の手続きについて

診療月の3カ月後を目途に申請書をお送りします。(医療機関からの診療報酬明 細書の提出状況によっては、通知が遅れる場合があります)郵送または保険年 金課、勇払・のぞみ・沼ノ端出張所窓口で申請してください

【窓口申請の際に必要なもの】保険証、印鑑、領収書原本(70歳未満の方のみ)、 申請者の口座情報が分かるもの

※後期高齢者医療制度加入者は、初回のみ申請が必要です

限度額適用・標準負担額減額認定証について

- ●70歳未満の方、70歳以上で「現役並み I および Ⅱ」「低所得」に該当する方は、限度額適用・標 準負担額減額認定証の交付が可能です
- ●入院や高額な外来診療を受ける時は、認定証を医 療機関に提示することで、その医療機関での支払 が自己負担限度額までとなります

令和3年度採用 市職員の募集

詳行政監理室 囮(32)6182 ※詳細は必ず試験案内、**配**をご確認ください

下記要件を満たし、令和2年6月21日実施の市職員採用試験を受験していない方(同一区分でなければ受験可能)

募集職種 受験資格 ●学校教育法による高等学校以上を卒業した方(これらと同等の資格があると認められる方) ●昭和36年4月2日以降 技術職/社会人 (土木・建築・機械) に生まれた方 ●受験する職種区分に関連する職務経験(青年海外協力隊での従事経験も含む)がある方 ●学校教育法による大学以上(修業年限4年以上の専修学校で、高度専門士の称号を取得できる専門課程を含む)を卒業 技術職/大学卒 した方または令和3年3月に卒業見込みの方(これらと同等の資格があると認められる方) ●平成3年4月2日以降に生 (土木・建築・機械) まれた方 ●受験する職種区分に関係する学科を専攻している方 ●学校教育法による短期大学(高等専門学校および専修学校【修業年限2年以上で、専門士の称号を取得できる専門課程 に限る】を含む)を卒業した方または令和3年3月に卒業見込みの方(大学に2年以上在学して62単位以上を修得してい 技術職/短大卒 (十木・建築・機械) る方など、これらと同等の資格があると認められる方を含む。大学卒の部に該当する方は除く) ●平成3年4月2日以降 に生まれた方 ●受験する職種区分に関係する学科を専攻している方 ●学校教育法による高等学校を卒業した方または令和3年3月に卒業見込みの方(これらと同等の資格があると認められ 技術職/高校卒 る方を含む。大学卒および短大卒の部に該当する方は除く) ●平成3年4月2日以降に生まれた方 ●受験する職種区分 (土木・建築・機械) に関係する学科を専攻している方

※上記以外の職種の募集については、広報とまこまい9月号でお知らせします

募集人数いずれも若干名

採用予定日令和3年4月1日休

申込期間・方法 8日3日月~19日例に必要書類を郵送(消印有効)で

〒053-8722 旭町4-5-6 行政監理室 ※必要書類は配でご確認ください

試験科目 SPI3

第1次試験日・会場9日20日(1) 市民活動センター (予定) その他新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、試験日程などが変更となる可能性があります